

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七六
- 道路の区域を変更する件四件 七六
- 道路の供用を開始する件 七九

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 七六
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 七六

## 告 示

### 福島県告示第七七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年十二月十五日救急病院として認定した。

平成二十一年十二月二十二日

名称	所在地	福島県知事 佐藤雄平
医療法人社団敬愛会 福島西部病院	福島市東中央三丁目一五 福島西部病院	認定有効期限 平成二十四年二月一四日

(医療看護課)

### 福島県告示第七七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	会津若松市大戸町上三 寄大豆田七二二番地先 から	変更前	一一・五 二九・三	二二七・〇
	同 市大戸町上三 寄大豆田八五五番地先 まで	変更後	一一・五 二九・三	二二七・〇

(道路計画課)

### 福島県告示第七七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小栗 山宮下線	大沼郡三島町大字大登 字八木ノ平四五〇番二 三地从先	変更前	一〇・四 一九・二	一三三・七
	同 郡同 町大字大登 字八木ノ平四七五番一 地先まで	変更後	一三・八 二二・四	一三三・七

(道路計画課)

### 福島県告示第七七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道湯川 大町線	会津若松市東山町大字 石山字天寧八四番二地 先から 同 市東山町大字 石山字天寧八三番地先 まで	変更前 変更後	二二・二〇 四四・九 二二・二〇 四四・九	八・三 八・三

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

福島県告示第七百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県相双建設事務所平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧  
に供する。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで	変更前 変更後	A 五・〇〇 B 一一・〇〇 七四・〇	一、九七二・九 一、七三三・〇
	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一〇四七番 地先まで 双葉郡川内村大字下川	変更後	A 五・〇〇 三三・〇	四一〇・〇

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字手古岡四九五番 二地先から 同 郡同 村大字下川内字手古岡一九四番 一地先まで	平成二十一年一二 月二二日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建  
設事務所平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

公 告

公告第六百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十二日

一 申請のあった年月日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十一年十二月一日

二 名称

特定非営利活動法人ポコラ

三 代表者の氏名

齋藤 玲子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市北沢又字川寒西六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民を始めとする一般市民に対して馬との触れ合いによるホースセラピー、乗馬の普及と指導に関する事業を行うと共に障害のある人々に対しては治療的乗馬を実践する事業を行い、乗馬の振興及び福祉の増進、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六百五十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
アースサポート株式会社福島在宅サービスセンター	福島市曾根田町六一一〇	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一八―七	平成二十一年十二月一日	居宅介護 重度訪問介護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第六百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十一年十二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区  
郡山市赤津土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

清算人 江河登志郎

同 村松伊智郎

同 山川 政昭

同 鈴木 章紀

同 遠藤 義雄

同 増子 保雄

同 古河 秀一

同 石田 昇

同 大山 伸吉

同 小山 幸一

同 佐藤 一司

同 佐藤 喜由

同 関 勝三

住所

郡山市湖南町赤津字南町四一七一番地

同 市湖南町赤津字中町四二七七番地

同 市湖南町赤津字富永七三六九番地

同 市湖南町赤津字北町四六一一番地

同 市湖南町赤津字砂子田一六六番地

同 市湖南町赤津字砂子田一八三番地

同 市湖南町赤津字中町四二九四番地

同 市湖南町赤津字中町四二九六番地

同 市湖南町赤津字愛宕下四三三六番地

同 市湖南町赤津字北向家前三〇五二番地

同 市湖南町赤津字落合二八七八番地

同 市湖南町赤津字落合二八九三番地

同 市湖南町赤津字小枝町一五二六番地

(農村計画課)